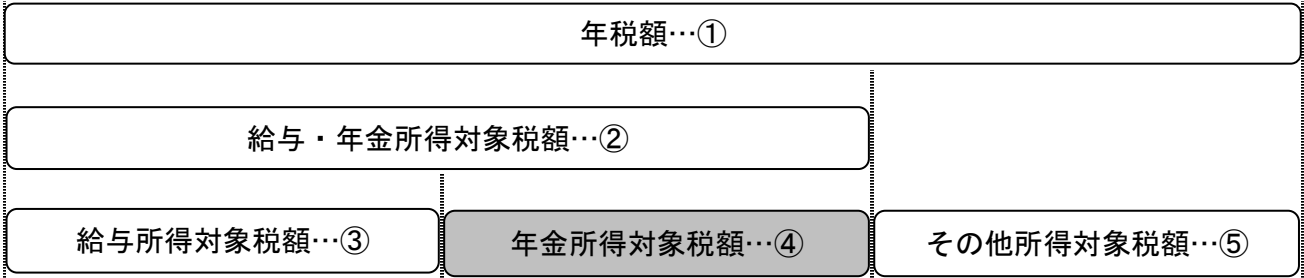


○ 公的年金から天引きになる税額の計算方法について

65歳以上の方で公的年金に係る所得がある場合、公的年金からの市民税・県民税・森林環境税天引きの対象となります。公的年金から特別徴収（年金特徴）される税額の計算方法は以下のとおりです。
ご不明な点等については、お問い合わせください。

<年金所得がある人の税額計算の流れ>



- ① 全ての所得、所得控除、税額控除を基に「年税額」を計算します。
- ② 給与所得・年金所得と全ての所得控除、税額控除を基に「給与・年金所得対象税額」を計算します。
- ③ 給与所得と全ての所得控除、税額控除を基に「給与所得対象税額」を計算します。
- ④ ②「給与・年金所得対象税額」から③「給与所得対象税額」を引いて「年金所得対象税額」を計算します。
- ⑤ ①「年税額」から②「給与・年金所得対象税額」を引いた残りが「その他所得対象税額」になります。

※ここでの給与所得には、市民税・県民税・森林環境税の徴収方法が給与天引きになる場合のみ該当します。市民税・県民税・森林環境税の徴収方法が普通徴収となる給与所得は、その他所得に区分されます。
申告の際に給与・公的年金に係る所得以外の所得（その他所得）に対する徴収方法について給与天引きを選んだ場合は、給与所得にその他所得を含め「給与・年金所得対象税額」および「給与所得対象税額」を計算します。

<計算例>

夫：65歳、妻：65歳の夫婦2人暮らしで、年金所得のほか給与所得と不動産所得がある。
今年から年金天引きの対象となり、給与所得分の税額は給与から天引き、不動産所得（その他所得）分は給与天引きにせず普通徴収で納める人の場合。
※所得、所得控除、税額控除などの求め方はホームページ「市民税・県民税・森林環境税の求め方」をご覧ください。

【所得】		【所得控除】		【税額控除】	
年金所得	600,000円	社会保険料控除	210,000円	調整控除	5,000円
給与所得（所得金額調整控除後）	1,620,400円	配偶者控除	330,000円	市民税分	3,000円
不動産所得	93,000円	基礎控除	430,000円	県民税分	2,000円
合計	2,313,400円	合計	970,000円	合計	5,000円

1 上記①～⑤の額を計算します。

①「全体分」の年税額

2,313,400円 − 970,000円 = 1,343,000円（1,000円未満切り捨て）…【課税標準】A

A × 6%（税率） − 3,000円（調整控除） = 77,500円（100円未満切り捨て）…【市民税所得割額】
A × 4%（税率） − 2,000円（調整控除） = 51,700円（100円未満切り捨て）…【県民税所得割額】

【市民税額】市民税所得割額 + 市民税均等割額 = 77,500円 + 3,000円 = 80,500円 … ア
【県民税額】県民税所得割額 + 県民税均等割額 = 51,700円 + 2,000円 = 53,700円 … イ

【年税額】 ア + イ + 森林環境税（1,000円） = 135,200円

②「給与・年金所得対象税額」

2,220,400円 － 970,000円 ＝ 1,250,000円（1,000円未満切り捨て）…【課税標準】B

B × 6%（税率） － 3,000円（調整控除） ＝ 72,000円（100円未満切捨て）…【市民税所得割額】
 B × 4%（税率） － 2,000円（調整控除） ＝ 48,000円（100円未満切捨て）…【市民税所得割額】

【市民税額】市民税所得割額 ＋ 市民税均等割額 ＝ 72,000円 ＋ 3,000円 ＝ 75,000円 … ウ
 【県民税額】県民税所得割額 ＋ 県民税均等割額 ＝ 48,000円 ＋ 2,000円 ＝ 50,000円 … エ

【給与・年金所得対象税額】 ウ ＋ エ ＋ 森林環境税（1,000円）＝ 126,000円

③「給与所得対象税額」

所得金額調整控除（この場合は10万円）適用前の給与所得で計算します。

1,720,400円 － 970,000円 ＝ 750,000円（1,000円未満切り捨て）…【課税標準】C

C × 6%（税率） － 3,000円（調整控除） ＝ 42,000円（100円未満切捨て）…【市民税所得割額】
 C × 4%（税率） － 2,000円（調整控除） ＝ 28,000円（100円未満切捨て）…【県民税所得割額】

【市民税額】市民税所得割額 ＋ 市民税均等割額 ＝ 36,000円 ＋ 3,000円 ＝ 45,000円 … オ
 【県民税額】県民税所得割額 ＋ 県民税均等割額 ＝ 24,000円 ＋ 2,000円 ＝ 30,000円 … カ

【給与所得対象税額】 オ ＋ カ ＋ 森林環境税（1,000円）＝ 76,000円

※ 均等割額を加算する優先順位は、「給与所得対象税額」⇒「年金所得対象税額」⇒「その他の所得対象税額」となります。例えば、「給与所得対象税額」がある場合は、均等割額は給与天引き分の税額に加算されます。「給与所得対象税額」がない場合は、次の順位の税額に加算されます。

④「年金所得対象税額」

【年金所得対象税額】

給与・年金所得対象税額 － 給与所得対象税額 ＝ 126,000円 － 76,000円
 ＝ 50,000円

⑤「その他の所得対象税額」

【その他の所得対象税額】

年税額 － 給与・年金所得対象税額 ＝ 135,200円 － 126,000円
 ＝ 9,200円

2 徴収方法ごとの税額は次のとおりになります。

【給与天引きになる税額】…③

給与所得対象税額76,000円を12で割った金額が、6月から翌年5月までの給与から毎月天引きになります。（100円未満の端数がある場合は6月分にまとめます。）

	6月	7月	8月		5月	合計
給与天引き分	6,700	6,300	6,300		6,300	76,000

【年金天引きになる税額】…④

年金天引き初年度のため、年金所得対象税額50,000円の半分が年金天引き分の金額になります。残りの半分は普通徴収になります。（2で割った際に100円未満の端数があるときは普通徴収分にまとめます。）

年金天引き分の金額は25,000円となり、25,000円を3で割った額がそれぞれ10月から翌年2月までの年金から天引きとなります。（100円未満の端数がある場合は10月分にまとめます）

※年金天引き初年度の場合は4月から8月までの年金からは天引きになりません。

	10月	12月	2月
年金天引き分	8,400	8,300	8,300

【普通徴収（納付書で納める）税額】

その所得対象税額9,200円と、年金所得対象税額の半分25,000円を合算した金額34,200円が普通徴収の金額となります。

その所得9,200円は1期から4期の4回に分けて納めます。（4で割った際に1,000円未満の端数がある場合は1期にまとめます）

年金所得25,000円は1期から2期の2回に分けて納めます。（2で割った際に1,000円未満の端数がある場合は1期にまとめます）

	1期	2期	3期	4期
その他所得分	3,200	2,000	2,000	2,000
年金所得分	13,000	12,000		
普通徴収税額合計	16,200	14,000	2,000	2,000

＜参考：翌年度以降の年金特徴税額＞

今年度分の年金所得対象税額50,000円を2で割った金額25,000円（100円未満の端数がある場合は切捨て）が翌年度の仮徴収の金額となります。25,000円を3で割った金額（100円未満の端数がある場合は4月にまとめます）が翌年の4月から8月の年金から天引きとなります。

翌年の10月以降に年金から天引きされる金額は、翌年度の税額が決定した後に決まります。翌年度の年金所得対象税額から仮徴収税額を除いた金額を3で割った金額が、それぞれ10月から2月までの年金から天引きされます。

	年金天引き（仮徴収）			年金天引き（本徴収）		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	8,400	8,300	8,300	$(\text{翌年度の年金特徴対象税額} - \text{仮徴収税額}) \div 3$		

3 税額決定通知書の送付時期は次のとおりです。

- ・給与天引き分：5月中旬に勤務先を通してお届けします。
- ・年金天引き分及び普通徴収分：6月中旬にご自宅へ郵送します。